

# 史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る検討状況について

## 1 玉川上水の沿革

○ 承応2年(1653)	庄右衛門・清右衛門兄弟、幕府の命により、玉川上水工事着工
○ 承応3年(1654)	給水開始
○ 享保年間	享保の改革による新田開発が本格化し、この頃から分水の開設が増加
● 元文2年(1737)	川崎平右衛門定孝、幕府の命により、小金井橋を中心とする玉川上水両岸に桜樹を植栽したと伝わる
○ 明治31年(1898)	淀橋浄水場建設、玉川上水の水による給水開始
● 明治38年(1910)	三好学(植物学者)によるサクラの保護運動
● 大正13年(1924)	ヤマザクラ並木が、「史蹟名勝紀念物保存法」(大正8年法律第44号)第1条の規定に基づき名勝に指定
○ 昭和40年(1965)	淀橋浄水場廃止に伴い、小平監視所から下流部への通水停止
○ 昭和61年(1986)	清流復活事業により、下水の高度処理水を通水開始(小平監視所～浅間橋)
○ 平成15年(2003)	玉川上水が、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)第69条第1項(現第109条第1項)の規定に基づき国の史跡に指定
○ 平成19年(2007)	「史跡玉川上水保存管理計画書」を策定
○ 平成21年(2009)	「史跡玉川上水整備活用計画」を策定



玉川兄弟の像  
<羽村堰付近>



玉川上水 上流部  
<一番橋上流(立川市)>

## 3 玉川上水の特徴(歴史的価値)

玉川上水は、江戸市中への給水のために承応3年(1654)に竣工羽村から四谷大木戸まで延長約43kmの自然流下による素掘りの開渠江戸・東京の都市機能を支え続けてきた重要なインフラストラクチャー素掘りの開渠部分が現存するなど、近世から近代にかけての土木遺産としても貴重

- ① 近世の優れた水利技術による江戸市中への導水路**
  - 約43kmの距離をわずか92mの標高差で導水するもので、承応2年から翌年にかけて短時間で完成
  - そこには、当時の優れた水準測量や水利技術が用いられ、これの完成により江戸の発展に大いに寄与
- ② 分水により新田開発を促し多用途に活用された用水**
  - 開削当初から分水路が左右両岸方向へ整備され、武蔵野台地の新田開発に寄与
- ③ 明治初期の通船による長距離輸送路**
  - 通船事業が明治3年(1870)に開始され、多摩地域の物産が短時間で輸送可能となった。(水質維持のため2年で廃止)
- ④ 近代水道の基礎となった玉川上水**
  - 明治期に東京の近代水道を設置するに当たり導水路を改良して活用するなど、東京の発展に計り知れない利益をもたらした。
- ⑤ 近世からのヤマザクラ並木の景勝地**
  - 元文2年(1737)に吉野山等からヤマザクラが水路沿いの堤上に移植された小金井付近は、江戸時代から花見の名所となった。
- ⑥ 憩いの場でもある緑地帯**
  - 江戸時代、持ち場村制度の下で、関係の村々によって法面や堤の草刈り、樹木の手入れなどが行われた。
  - 明治以降、昭和30年代までは、水辺と一体となった草地や樹林から成る緑地は、玉川上水らしい風情を呈して、人々の散策や憩いの場として親しまれた。

## 2 史跡玉川上水の保存管理に係る計画の体系

【各計画の対象範囲】

	「史跡玉川上水保存管理計画書」H19.3策定	「史跡玉川上水整備活用計画」H21.8策定
対象範囲	全体(羽村取水口～四谷大木戸、約43km)	中流部(小平監視所～浅間橋、約18km)
概要	・玉川上水を適切に保存し、後世に継承していくための指針(現状維持を基本として、史跡の保存管理・活用、環境の保全)	・「保存管理計画書」に基づき、具体的施策を計画(水路・法面の保全、ヤマザクラ並木の復活、史跡の積極的な公開・活用)
計画期間	期間の定めなし	平成22年度～31年度 ※令和2年度から当面延長

## 4 保存管理の目標・基本的考え方

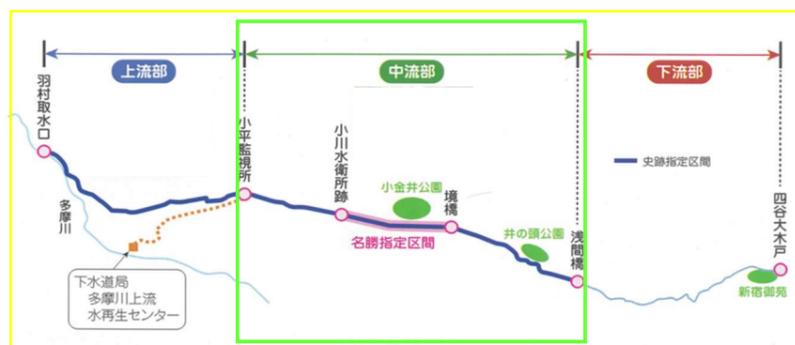
### 【保存管理の目標】

- 「土木施設・遺構」を良好な状態で将来に継承
- 玉川上水の水辺空間と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を将来に継承
- 憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承

### 【現状維持を基本として、史跡の適切な保存を図る】

- 土木施設・遺構の保存管理
  - ・ 現状の水路機能を維持
  - ・ 素掘りの開渠の区間は、良好な状態で現状を維持
  - ・ 法面の崩壊している箇所は、適切な処理により修復し継承
- 環境の保全
  - ・ 快適な水と緑の空間として親しまれている環境を適切に保存(ただし、遺構に影響を及ぼす樹木は伐採)
  - ・ ヤマザクラを中心とする並木の保存を優先(サクラの生育を被圧する樹木は剪定・伐採)
- 土木施設・遺構の公開・活用
  - ・ 通水を維持し、水路を活用
  - ・ 素掘りの開渠を、一般に見ることができるよう工夫し、多くの人々が理解を深められるよう活用
  - ・ 玉川上水の価値について、情報発信の工夫と充実

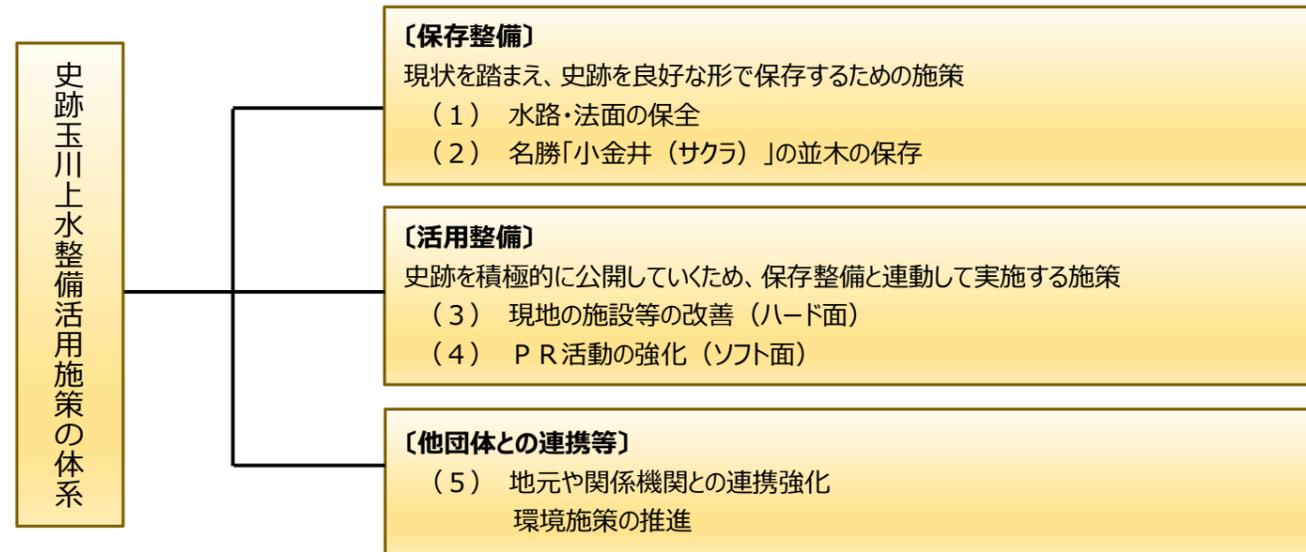
史跡玉川上水保存管理計画書



史跡玉川上水整備活用計画



## 5 整備活用計画の施策体系



## 6 整備活用計画の改定の方向性

- ・ 現行の整備活用計画に基づく取組の継続が必要
- ・ 近年、台風による倒木被害の増加、ナラ枯れなどの新たに発生した課題への対応が必要

→ これまでの取組を検証したうえで、計画改定を検討

【計画改定の考え方】

目的	水道局が関係機関等と連携して取り組むべき施策を取りまとめ
対象範囲	玉川上水中流部（小平監視所～浅間橋 約18km）
計画期間	令和6年度中～令和15年度（概ね10年間）
検討の前提条件	水量・水質 ・ 中流部の水量及び水質については、現状維持を前提とする。
	水路・法面 ・ 法面の崩落危険箇所が継続して発生しているため、引き続き、「活用整備」だけでなく、「保存整備」も実施する。
	樹木 ・ 玉川上水は地域に親しまれる緑の空間であることや、生物多様性の保護の観点から、法面崩落の危険性が高い箇所などで伐採が必要な場合を除き、史跡・名勝と緑との調和を図る。
	その他 ・ 玉川上水の周辺では、すでに地元団体等による多様な活動が行われていることから、施策の推進にあたっては、関係機関や地元団体等との協議を進める。

論点 / 課題	水路・法面の保全	・ 法面の崩落危険箇所への喫緊の対応（法面補修・雨水流入対策） ・ 将来にわたり現状の水路機能を維持するための対応（樹木対策等）
	小金井桜の保存	・ サクラを被圧する樹木への対応 ・ モデル区間の適切な維持管理をするための対応
	植生管理	・ 台風被害やナラ枯れ等の近年の状況を踏まえた樹木管理 ・ 生物多様性に配慮した植生管理の考え方
	活用整備	・ 施設（説明板等）の更新、内容の充実 ・ 地元自治体との連携及びPR活動の継続

## 7 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会

史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的に、令和5年5月に史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を設置



## 8 史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る住民説明会（令和5年11月7日実施）

事項	寄せられたご意見・要望（抜粋）
水路・法面の保全	・ 法面に生えている樹木は、倒木とともに法面を崩してしまうので適切な管理が必要だが、平地に生えている樹木の伐採については、見直すべきだ。 ・ 樹木が法面を守るということは常識である。現計画は、樹木が文化財に悪影響を与えてしまうような、間違った記述がなされている。次の計画では、樹木が法面保全に必要なであることを明記してほしい。 ・ 法面保護工事は、効果的で自然にやさしい工法を検討してほしい。 ・ 法面の測定調査は、毎年、少なくとも2年に1回は実施してほしい。
ヤマザクラ並木の保存	・ ヤマザクラを保全するために他の樹木を伐採することは、東京都の方針（生物多様性）に反する。ヤマザクラ以外の木が伐採され、鳥の数が減っている。 ・ ヤマザクラ並木の保存と生物多様性との両立は難しいのではないかと。
植生管理	・ 生物多様性を計画に盛り込んでほしい。 ・ 家の近くの玉川上水の樹木が高木化しているため切っしてほしい。 ・ 樹木等が鬱蒼としており、防犯上問題がある。治安や視認性を良くするために、積極的に木を切ってほしい。また、ササなどが繁茂して、アライグマやハクビシン、スズメバチが住み着いているので、草刈りをしっかりやってほしい。 ・ ササが繁茂している。水路の水面が見えるようにしてほしい。
その他	・ 自然観察の阻害とならないように、住民の意見を聞きながら柵のデザインを決めてほしい。また、柵に出入口を設置してほしい。

## 9 玉川上水（中流部）来訪者アンケート（令和5年11月9日、12日実施 回答者数759人）

質問事項	回答内容
来訪頻度	8割以上（84.7%）の方が週1回以上、玉川上水を来訪
史跡・名勝の認知度	7割以上（72.6%）の方が史跡・名勝であることを認知
説明板・水衛所跡の改善点	説明板については、「内容（掲出内容や文字が小さいなど）」や「管理・清掃」などの改善、水衛所跡については、「雑草・樹木処理」や「ゴミ・清掃管理」などの改善について意見が寄せられた。
景観や眺望に関する意見	「自然がある・多い」が最も多い意見であった。一方、「木が多すぎる」、「水路が見えない」、「雑草が多すぎる」という意見も寄せられた。
玉川上水に対する意見・要望	様々な意見・要望がある中で、「現状維持」、「自然を残して欲しい」、「きれいに整備されている」、「雑草が多すぎる」などが多数であった。

10 整備活用計画の取組状況と課題

【保存整備】(1) 水路・法面の保全

取組状況

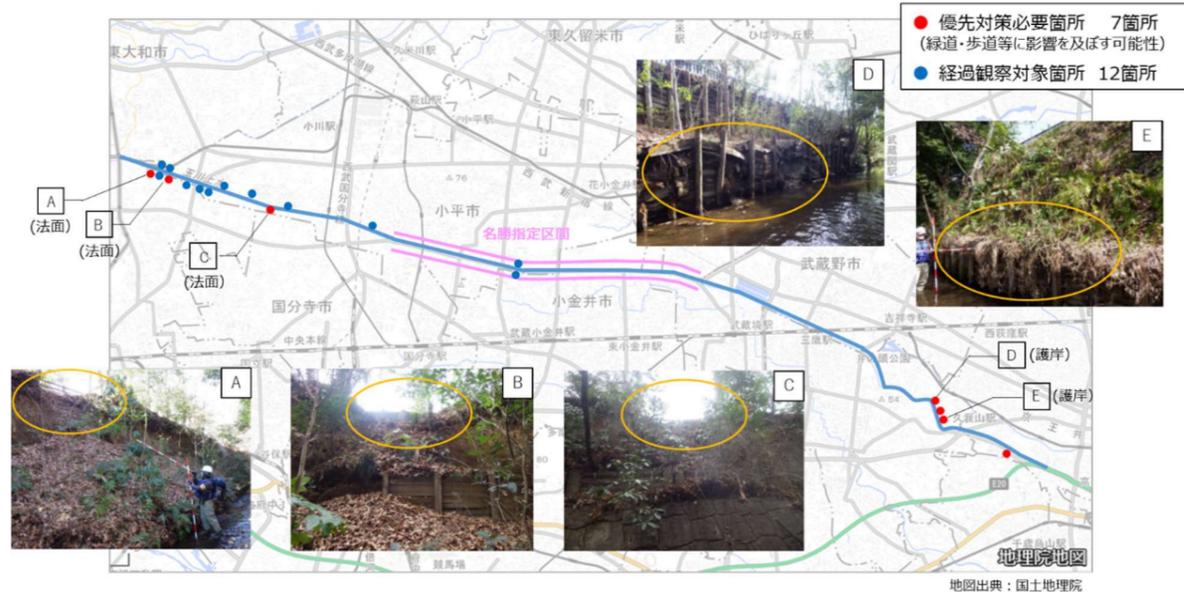
【樹木対策】法面・法肩の崩落に伴い倒れる恐れの高い樹木の伐採・剪定を実施  
 【法面保護工】崩落の危険性がある水路・法面について、木柵工、連続繊維補強土工による対策を実施

<施工箇所と法面の特徴>



現状

- 勢力の強い台風による倒木や幹折れ被害の増加
  - カシノガキイムシによる樹木の枯死（ナラ枯れ）の拡大
  - 中流部全域において、様々なタイプの法面の崩落を確認（崩落が顕著な箇所が、15箇所確認）
- < R4年度現況調査の結果（護岸・法面崩落危険箇所） >



【保存整備】(2) ヤマザクラ並木の保存

取組状況

【モデル区間整備】  
 新小金井橋～関野橋（約 640m）の区間において、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採等を実施したうえで、ヤマザクラの補植を行い、サクラ並木を復活  
 【被圧樹木への対処・ヤマザクラの補植】  
 名勝区間全般で地元団体等の要望に合わせて補植適地を提供

【整備後のサクラ並木】



(関野橋下流 小金井市内)  
 R4年4月撮影

現状

- ヤマザクラ周辺のサクラの生育に影響を与える被圧樹木の剪定・伐採が進まず、日照条件が改善できないことで、サクラの樹勢への影響が懸念
- 被圧樹木の剪定・伐採、植生管理に関する様々なご意見・ご要望

【活用整備】(3) 現地の施設等の改善（ハード面） / (4) PR活動の強化（ソフト面）

取組状況

【眺望の確保】 水路内の景観等に配慮し、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採を実施  
 【通行路の整備】 H25年度までに、散策路が途切れていた小川水衛所跡・境水衛所跡の2箇所において、既設フェンスのセットバック等の整備を実施  
 【説明板の設置】 H25年度までに、史跡玉川上水の説明板を、中流部の7箇所を設置（うち1箇所はH29年度設置）  
 【フェンスデザインの統一】 道路や緑道の管理者が設置するフェンスについて、デザインの統一を働きかける。  
 【HPの改善】 水道局HP内で、玉川上水の関連情報を集約し、情報発信  
 【水道局施設の活用】 東京都水道歴史館において、毎年、企画展示「上水記展」を開催  
 【近隣公立施設との連携】 玉川上水の歴史や概況に関するパンフレットを作成し、近隣公立施設へも配布  
 【便益施設の案内】 便益施設を示した散策マップを、水道局HPで紹介

現状

- 設置した説明板の更新時期を迎えている。
- HPで発信する情報の更新やコンテンツの充実など、改善の余地あり。
- フェンスデザインの統一などの関係機関との連携により進める施策については、継続的な働きかけが必要

【他団体との連携等】(5) 地元や関係機関との連携強化、環境施策の推進

取組状況

【地元や関係機関との連携強化】  
 中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに「史跡玉川上水作業説明会」を開催  
 【伐採木の有効利用】  
 伐採木を利用した現地案内板を製作して現地で活用  
 【緑や生物多様性への配慮】  
 草刈り等の作業時に可能な限り対応



## 1 2 取組の方向性

### (1) 水路・法面の保全

#### ① 基本方針

- ア **水路・法面の崩壊を未然に防止し、良好な状態で保存**するとともに、倒木等により周辺地に影響を与えることのないように整備する。【**継続**】
- イ 長年にわたり手入れをしながら継承されてきた特性を踏まえ、保存整備に当たっては、**現状維持を基本とし、可能な限り遺構（素掘り法面）の景観を損なわない方法**で保存・整備を行う。【**継続**】
- ウ 緑と史跡空間として親しまれていることから、**可能な限り水路・法面の保全と緑との調和を図り、玉川上水の生物多様性の保全にも寄与**していく。【**継続**】
- エ ゾーニングに基づいた優先度を明確にし、**緊急度の高い箇所を抽出して**段階的に保全を図っていく。【**継続**】
- オ 中流部の水量及び水質については、現状を維持する。【**継続**】
- カ **水路・法面の状況についてモニタリングを実施**し、水路・法面の形状データを蓄積するとともに、崩落箇所の早期把握、崩落の予兆把握に努める。【**新規**】

#### ② 施策の進め方

- ア 法面の後退傾向や法面保護工事の施工歴が多い**優先整備区間（ゾーン①,②,⑥）**では、水路踏査及び横断測量調査により、法面の形状をモニタリングしながら、**計画的な水路・法面の保存整備**を行い、素掘り水路の保全に努めていく。

- 優先整備区間では、2～3年ごとに水路踏査及び横断測量調査を実施
- 法面の変状を把握しながら、計画的な保存整備（大径木の管理や法面保護工）を実施

- イ 上記ア以外の区間では、5年ごとに水路踏査及び横断測量調査を行い、水路・法面の状況をモニタリングしていく。ただし、水路踏査及び横断測量調査で法面の変状等が確認された場合で、**次の条件に該当する箇所については、保全の緊急性が高いと判断し、優先して対策を講じていく。**

- フェンスと法肩が近接し、法肩部の大きな浸食等が確認された箇所
- 既設護岸の部材損傷により、護岸の大きな変状が確認される箇所

### ③ 実施施策（案）

#### ア モニタリング【新規】

- ・ 水路踏査調査による水路・法面状況の目視確認、横断測量調査による断面形状の経年比較により、水路・法面の状況をモニタリングするとともに、水路・法面の形状データを蓄積していく。

- 水路踏査及び横断測量調査サイクル（案） 優先整備区間：2～3年、その他区間：5年

#### イ 法面保護工【一部改定】

- ・ モニタリングにより、崩落の発生や崩落の兆候が認められた箇所に対して、法面保護工を実施する。
- ・ 素掘り水路としての遺構の景観を保存し、かつ、法面の安定化を図る工法として、これまでの施工実績を踏まえ、連続繊維補強土工、木柵（擬木柵）工による対策を実施する。
- ・ 周辺緑地との調和を図るため、必要に応じて法面の植生工を実施する。
- ・ 繰り返し法面崩落が発生する箇所や既設護岸の損傷箇所等については、原因を分析するとともに、関係機関と協議し、より適用性の高い工法や対策の採用についても検討していく。

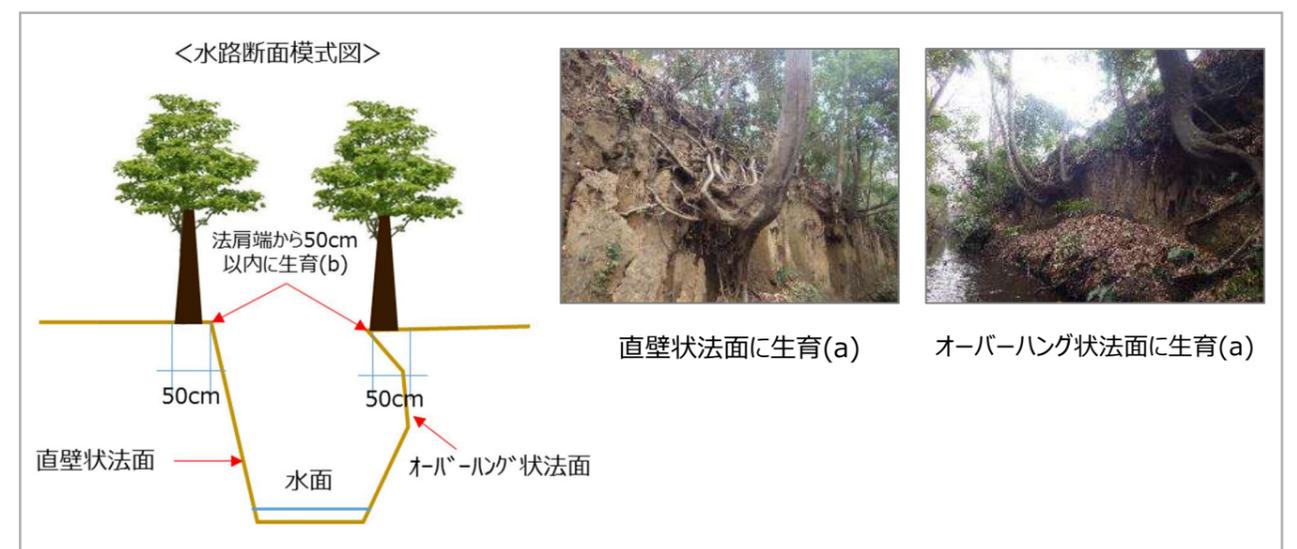
#### ウ 法面や法面に近い法肩に生育する樹木の管理【一部改定】

- ・ 法面や法面に近い法肩に生育し、法面等の崩壊に伴い倒木する恐れの高い樹木や、根系発達により法面の崩落を進行させる恐れの高い樹木は、法面保全のため伐採する。
- ・ 法面保全のための管理（伐採）の対象とする樹木の条件については、生育場所や巨木化状況などの視点から、次のとおりとする。

- 以下の①及び②の条件を同時に満たす大径木（幹直径50cm以上を目安）

- ① 周囲の法面が直壁状またはオーバーハング状
- ② 法面に生育している(a)、又は法肩端から50cm以内に生育(b)

- ・ 法面の既存樹木は除去することが望ましいが、法面崩落を引き起こす可能性がある場合は、伐根・除去を行わない。ただし、必要に応じて萌芽の管理を行う。
- ・ 樹木の伐採にあたっては、周辺地の樹木は残すなどの方針とし、法面保全だけでなく、生物多様性保全にも寄与していく。



## (2) 名勝「小金井（サクラ）」の保存

### ① 基本方針

- ア 名勝区間におけるヤマザクラの並木を良好な状態で保存及び復活する。【**継続**】
- イ 緑の史跡の空間として親しまれていること、樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑との調和を図る。【**継続**】
- ウ ヤマザクラの保護や補植に当たっては、東京都教育庁、地元自治体等との協働により、取組を推進する。【**一部改定**】

#### 【役割分担】

- 教育庁： 名勝の管理者としてヤマザクラの補植、維持管理  
水道局： ヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採、補植場所提供  
地元自治体等： ヤマザクラの苗木の準備、提供

- エ ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境などについて、関係機関が協力して情報共有を図る。【**新規**】

### ② 施策の進め方

- ヤマザクラの補植整備済区間とその他の名勝区間について、東京都教育庁や地元自治体等との情報共有や連携を図りながら、ヤマザクラの保護や補植を進めていく。

#### ア 補植整備済区間における施策の方向性 【**新規**】

- 整備により形成されたヤマザクラの並木を良好な状態で維持していくため、萌芽更新により成長した樹木が、再度、高木等に成長しないよう剪定・伐採を行いながら管理する。
- ヤマザクラ並木の林床に生育する多様な植生を維持できるよう、定期的な下草刈りを実施する。

- 【案】 ● 2～3年に1度、萌芽更新により成長した樹木を再度伐採  
● 補植整備済区間においては、法肩部の下草刈りを年3回程度実施

#### イ その他の名勝区間における施策の方向性 【**継続**】

- 現存のヤマザクラを保護するため、ヤマザクラの樹勢に影響を与えている高木等については、剪定等を実施する。
- 枯死や欠損により補植が必要な箇所には、東京都教育庁や地元自治体等の要望に合わせて、水路・法面の保全にも配慮しながら補植適地を提供し、被圧樹木の剪定、伐採等の整備を実施する。

### ③ 実施施策（案）

- ▶ ヤマザクラの保護や補植に当たっては、東京都教育庁、地元自治体等との協働により、取組を推進する。
- ▶ ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境などについて、関係機関が協力して情報共有を図る。

#### ア ヤマザクラを被圧する樹木への対処 【**継続**】

- ・ ヤマザクラを被圧しているケヤキ等の樹木の剪定、伐採等により、日照条件の改善を図る。
- ・ 剪定・伐採後の樹木が再度、大径木化する前に剪定等を行い、ヤマザクラの生育環境を維持する。

#### イ ヤマザクラの補植 【**継続**】

- ・ 名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、関係機関と協働し、後継樹の補植・育成に取り組んでいく。
- ・ 水道局は施設の維持管理等に配慮しながら、東京都教育庁、地元自治体等の要望に合わせて補植適地を提供する。

#### ウ ヤマザクラ並木の維持（ゾーン④のうち補植整備済区間） 【**新規**】

- ・ これまでの補植整備により形成されたヤマザクラの並木を良好な状態で維持していくため、萌芽更新により成長した樹木が再度、高木等に成長しないよう、2～3年に1度、剪定・伐採を実施する。
- ・ 下草刈り（年3回程度）を行い、ヤマザクラ並木の林床に形成された草地の保全に努める。

## (3) 植生管理

### ① 植生管理の目標・基本方針

#### ア 史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存管理 【**継続**】

「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「**快適な水と緑の空間**」を適切に管理し、後世に継承する。

#### イ 生物多様性の保全 【**新規**】

多様な生きものが生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、**エコロジカル・ネットワークの形成に寄与**する。

#### ウ 安全と快適 【**継続**】

倒木の危険性がある枯損木の点検や樹木の維持管理を計画的に行い、**周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保**する。

#### エ モニタリング 【**新規**】

自然環境の変化を把握できるよう、**指標となる種などを中心にモニタリング調査**を実施する。

#### オ 多様な主体との連携 【**継続**】

地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、**多様な主体との情報共有や連携**に努めていく。

### ② 管理内容（案）

- ・ 史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえた適正な植生管理により、生物多様性の保全にも寄与することを目指していく。

#### 歴史的価値の保存等

##### ■ 水路・法面の保全

- ・ 法面に影響を与える大径木の伐採・剪定による管理
- ・ 定期的な横断測量による法面状況のモニタリング

##### ■ 名勝小金井サクラの保存

- ・ ヤマザクラを被圧する樹木の剪定等による管理
- ・ ヤマザクラの補植整備（補植適地の提供）
- ※東京都教育庁、地元自治体等との協働により実施

##### ■ 安全性・快適性の確保

- ・ 中低木の剪定等による視認性の確保（安全確保）
- ・ 倒木の恐れのある危険木の点検（樹木診断の実施）

#### 玉川上水の現況を踏まえた植生管理

- ・ 現況を類型化し、ゾーニングすることで、ゾーン毎の特徴に対応した植生管理を目指す。
- ・ 生物の生育・生息状況を踏まえた適切な管理を行い、生物多様性の保全に寄与する。

- ・ 選択的伐採・更新

- ・ 下草刈り

- ・ 害虫の防除対策（ナラ枯れ対策等）

- ・ 重要種の保全

- ・ 外来種対策

- ・ 自然環境等のモニタリング

## (4) 活用整備

### ① 活用整備の目標・基本方針

- ア 史跡「玉川上水」や名勝「小金井（サクラ）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、3つの目標を設定し、目標に沿った施策を展開する。【**一部改定**】

#### 目 標

玉川上水を見せる

玉川上水の歴史的価値を伝える

より多くの人が安全・快適に利用し、親しめるようにする

- イ 保存整備と並行して、可能な施策から順次実施する。【**継続**】

- ウ 保存整備の実施箇所と連動して、公開のための施策を展開する。【**継続**】

- エ 関係機関が設置・管理する施設等に関連する取組は、関係機関との連携を図りながら段階的に整備ができるよう努める。【**継続**】

# <参考資料>

## 倒木被害の状況

### 現状

- R5年8月、中流部上流域の小川橋の上流左岸に生育するクスギの大径木が右岸側に倒伏
- 外観上の著しい異常は見られず、倒伏の原因は不明であるが、根系は中程度のものばかりで、支持根となるものがない状況
- 右岸の樹木がクッションとなり大きな被害は発生しなかったが、倒伏による被害のリスクを考えると、水路の法面や法肩付近に生育している樹木（特に大径木）のモニタリングと維持管理の検討が必要

- ・ 倒伏した樹木は、樹高 23m、幹周囲長 203 cm、カシナガ被害木
- ・ 水路・法面は直壁状、柵内の緑道側に近い場所に生育
- ・ 右岸の樹木がクッションとなったため、柵の破損以外の大きな人的・物的被害はなし



(水路を横断する倒伏状況：左岸側から撮影)



(右岸側から撮影)



(直壁状法面の状況)

## 生物調査（早春～秋季）概要 ※冬季調査実施中

### 【小平監視所～小川水衛所跡】

#### (自然環境の特徴)

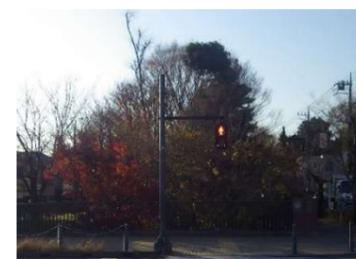
- ・ コナラ・クスギを主体とする武蔵野らしい雑木林の景観が維持されており、樹林性の鳥類や昆虫類、林床植物が生息・生育
- ・ コナラ・クスギの老木化の進行により、**ナラ枯れ被害が多く発生**。健全な雑木林を維持していくため、劣勢木を中心に間伐を進め、若返りを図る必要
- ・ **常緑広葉樹が増加傾向**にあり、コナラ、クスギ、イヌシデ等の落葉広葉樹の稚樹の生育を阻害する要因となっている可能性
- ・ 間伐にあたっては、多様な環境を確保するため、林内の一部に樹木密度が比較的高い場所を残したり、落葉樹や常緑樹の低木が茂るやぶの環境を残すなど、**画一的な環境とならないような管理の検討が必要**



### 【小川水衛所跡～境橋】

#### (自然環境の特徴)

- ・ ヤマザクラの補植整備済区間では、ヤマザクラを中心とする明るい疎林・林縁と高茎草草が分布し、明るい林床を好む植物、樹林性・草性・訪花性などの多様な昆虫類の種を確認
- ・ 鳥類の確認種数は他の区間と比べ、やや少ない傾向
- ・ その他の区間は、ケヤキを中心とする落葉広葉樹林で、その林床はアズマネザサの繁茂等により、やぶ化
- ・ 区間全体を通じて、**アズマネザサが繁茂**しており、落葉低木や高茎草本が衰退しないよう、下草刈り頻度を考慮して、林内のやぶ化を抑制する必要
- ・ ヤマザクラの補植整備済区間では、法面の伐採木からの**萌芽が著しく再繁茂**し、その他の区間では、**ケヤキの大径木化**が進んでいる。
- ・ 間伐等による光環境の変化等が外来植物侵入の契機となるため、侵略性の強い外来種の繁茂に留意が必要



ケヤキ大径木



小金井サクラ (6月)



高茎草本 (イタドリ)



やぶ化している林床



ノカンゾウ



ルリタテハ

### 【境橋～浅間橋】

#### (自然環境の特徴)

- ・ ムクノキ、ケヤキ、シラカシ、ミズキなどの広葉樹が主に生育、一部には竹林やヒノキ植林が見られる。大径木化も進行しており、鬱閉された箇所が多く見られ、林床は低木やアズマネザサが繁茂
- ・ 全体的に緑地帯の幅が狭く、法面も勾配がある環境のため、植物の生育種は他の区間に比べやや単調。昆虫の生育環境としても単調な傾向で、確認種数は3区間で最も少ない。
- ・ 生物の生育・生息種が他の区間に比べ単調であるが、目標植生を明らかにして、**林内が開けた明るい雑木林の環境を基調として管理**していくことで、多様な生物の保全につながると思われる。
- ・ 一部のエリアでは、樹林性の特徴的な鳥類が確認されており、**落葉低木や常緑低木を適度に維持**して鳥類の採餌場所や隠れ場所を提供できるようにするなど、管理上の配慮が必要



景観



ウマノズクサ



オナガ